

令和7年 第7回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年 7月29日(水) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 7名

農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 3番 上野 光正

5番 松井 正一郎 6番 永友 薫 7番 坂元 洋子

会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

2番 久保田 伸博 3番 山本 浩司 5番 小原 拓也

6番 赤澤 克俊 7番 坂本 幸 8番 加藤 重利

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名

1番 宮越 美秋

5. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 会期の決定(別記のとおり)

第3 諸報告

第4 議案第36号 農地移動適正化あっせん事業について

第5 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第38号 農用地利用集積等促進計画の取消について

第7 議案第39号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之

係長 金城 朋子 主査 吉田 竜人

(開会14時00分)

[事務局]

では、会議の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

それでは、ただいまから令和7年第7回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の1番、宮越美秋推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番、橋口昌央委員、2番、幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日7月29日、火曜日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、2ページを御覧ください。

2日に「情報提供事業」ということで、新聞、図書に関して、担当学会議が開かれております。

8日になりますけど、「移動農業会議」が開催されまして、委員の皆様から、県の農業会議と担い手農地対策課に対して、意見や現状を話していただいたところでございます。

9日に「農業委員等への女性の積極的な登用に関する要請活動」として、宮崎県農業会議の福井会長、みやざき農業委員会女性ネットワークの後藤会長が来庁されまして、高鍋町長と町議会の議長に対しての要請書の読み上げの後、提出が行われております。

10日と11日に「農地実務担当者会」が開催されております。

16日になります。「農業委員会サポートシステム操作研修会」も開催されております。

7月の総会関係でございますけど、臨時総会を16日に開催しております。23日に現地調査を行いまして、本日29日が総会となっております。

続いて8月の業務計画でございます。

7日に「西都児湯市町村農業委員会事務局長会議」が開催されます。内容的には、以前にお話をしたのですが、農業委員会連絡協議会が西都児湯だけしか残っておりません。60周年記念ということで、10月に四季亭で記念式典をして、諸々、行事といいますか記念式典等、行うことになっておりますので、その打ち合わせになります。

8月の総会関係は、21日が現地調査で、28日が総会です。

その総会終了後に、農業経営改善等対策会議が開催されますので、よろしくお願いいたします。以上です。

続いて、県進達経過報告を行います。

令和7年6月30日、農業委員会総会承認分です。

農地法第4条申請、申請者、〇〇〇〇の住宅敷地の件については、7月8日付で許可されております。

続いて、農地法第5条申請、譲受人、〇〇〇〇と譲渡人、〇〇〇〇の一般個人住宅敷地の件についても、同じく7月8日付で許可されております。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による合意解約の通知について」です。

1 番 大字〇〇字〇〇*****番* 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

2 番 大字〇〇字〇〇*****番* 畑
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして、「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書について」です。

1 番 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか3筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

2 番 大字〇〇字〇〇*****番* 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第36号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、6ページをお開きください。

議案第36号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和 7 年 6 月 2 4 日、売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番* 畑 5, 2 4 8 m²

2 番 令和 7 年 7 月 1 5 日、売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番* 畑 3, 3 7 4 m²

申し出のそれぞれの地図について、7 ページから 1 2 ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し申し出	担当委員	6 番 赤澤 克俊	推進委員
	順番委員	7 番 坂本 幸	推進委員

2 番 売渡し申し出	担当委員	8 番 加藤 重利	推進委員
	順番委員	5 番 小原 拓也	推進委員

よろしくをお願いいたします。

日程番号 5、議案第 3 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1 3 ページをお開きください。

議案第 3 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

1 番 有償移転

所在 大字○○字○○*****番* 畑 1, 9 0 0 m²

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7 番。

[7 番]

はい。7 番、説明します。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

現地は、15 ページを見てください。

〇〇線の〇〇坂を上り、〇〇の角を北へ左折し、〇〇を西へ200m進んだ先にあります。

申請地の目的は、経営規模拡大です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、甘藷、千切り大根を栽培しています。

金額は〇〇〇〇円ということです。

以上、説明を終わります。審議よろしくをお願いします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。今の坂元委員の意見に、付け加えることはありません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、17 ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、13 ページにお戻りください。

2 番 無償移転

所在 大字○○字○○****番 田 305 m²

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい、それでは説明させていただきます。

渡し人と受け人については、13 ページのとおりであります。

それから19 ページを見ていただきますと、申請地になるのですが、縦に見ていただきますと、上部に通っているのが、○○から抜ける○○線であります。その左側に○○がありますけども、それから南へ行ったところに、○○地区の○○があります。それから約50 m南に下った三角地の中にあります。

現地は20 ページを見ていただきますと、隣の****番と1枚になっており、早期水稻が植えてありました。まだ刈り取ってありませんでした。

今回の申請者である、****番の所有者の○○○○さんなのですが、年齢も96歳と高齢であります。

譲受人の○○○○さんは、○○の近くに家がありまして、水稻及び露地野菜を中心に栽培されている認定農業者で、経営規模拡大を目指しておられます。

所有権移転をする水田については、これまでも農地として利用されておりま

すので、これからも農地として利用するため、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えております。

対価ですが、高齢のため無償による所有権移転ということで、よろしくお願いいたします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい、2 番。

今の上野委員の説明に、付け加えるところはございません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、21 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号 6、議案第 38 号「農用地利用集積等促進計画の取消について」を議題とします。

1 番の案件につきましては、渡し人が橋口昌央委員本人であり、また、受け人が、橋口昌央委員が代表である法人の案件でありますので、農業委員会等に

関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央委員は、退室をお願いします。

【橋口昌央委員 退室】

それでは、1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、22ページをお開きください。

1番 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか5筆 計1,522.41㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

先月、6月の総会にてこちらが、農用地利用集積等促進計画の承認を受けたものでありますが、橋口委員本人が管理している農地を、合同会社に貸すものではなく、これからも本人による管理を行っていくことが判明したため、本人申し出により取消すものです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり取消しすることに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり取消しすることに決定いたしました。

橋口昌央委員は、席へお戻りください。

【橋口昌央委員 入室】

それでは続きまして、日程番号7、議案第39号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、23ページになります。

1番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか2筆 計4, 246㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、宮崎県農業振興公社さんへの所有権移転です。

県農業振興公社さんの特例事業一時貸付タイプになります。

申請地は、〇〇から北西、〇〇に行く道があるのですが、そこを〇〇から300mほど行くと、最初に左斜めに上る坂がありまして、それを上がると右手に農地があります。

現地を確認したところ、甘藷が作付けしてありました。

3筆ありますが1枚になっており、対価は3筆合わせて〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって一番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、貸借権設定です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、24ページをお開きください。

1番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか2筆 計4, 246㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

宮崎県農業振興公社さんから、〇〇〇〇さんへの貸借権設定です。

先ほど説明しました、〇〇〇〇さんの農地を公社が買入れ、〇〇〇〇さんへ貸し付けます。

申請地は、先ほどと一緒です。

〇〇〇〇さんは、水稻や甘藷を生産されている認定農業者です。

期間は4年10か月で、賃借料は1反当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

[事務局]

すみません、1反当たり〇〇〇〇円ではなくて、3筆まとめたの年間の借賃が〇〇〇〇円です。

[推進委員8番]

そうです。さっき3筆と言ったからいいかと、すみません。

[議長]

よろしいですかね。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の２番から１８番まで１７件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。
それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

２番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、２５ページになります。
２番 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか２筆 計１６，５３９㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員８番。

[推進委員８番]

はい。８番、説明いたします。
〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。
申請地は、〇〇地区にある〇〇から、〇〇方面に道が通っているのですが、南東へ６００ｍぐらい行くと、最初に右斜めに上る道があります。その道をそのまま行くと、農地が上に広がっています。３筆とも同じ場所にあり、ほぼ１枚になっていました。
現地を確認したところ、耕運されていました。
〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜、水稻などを生産されている認定農業者です。
期間は５年で、賃借料は１反当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか1筆 計6, 773 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇駐車場出入口から、西へ90 m行って東側の農地が****番*です。

もう1筆は、そこから西へ100 mほど行くと十字路があり、その十字路を左折して、4つ目の十字路を左折して650 mぐらい行くと、左手に農地があります。

2筆とも現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は5年で、賃借料は1反当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4 番 大字〇〇字〇〇****番 畑 3, 075 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、先ほど説明した****番の道を挟んで、左斜め前の農地になります。

現地を確認したところ、耕運されていました。

賃借料は 1 反当たり年間〇〇〇〇円で、期間は 5 年です。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、26 ページになります。

5 番 大字〇〇字〇〇****番 畑 959 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、先ほど説明した****番の左隣の農地です。****番と****番で 1 枚になっていました。

現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は 5 年で、賃借料が 1 反当たり年間で〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6 番 大字〇〇字〇〇****番 畑 1, 8 1 1 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、先ほど説明いたしました****番の左隣ですが、一段、段差がありまして高くなっています。

現地を確認したところ耕運されていきました。

期間は5年で、賃借料は1反当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、27ページになります。

7 番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか1筆 計1, 3 4 3 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、これも先ほど説明いたしました、****番の左隣で、****番と****番*、****番*で1枚になっております。

現地を確認したところ、耕運されていまして。

期間は5年で、賃借料は1反当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8番 大字〇〇字〇〇****番 田 ほか1筆 計968㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇の東側の道を、〇〇方面に南へ600mぐらい行くと、右側に10号線から下りてくる道と交わる場所があります。そこから更に南に70mほど行き、10号線側に向き、あぜ道を30mぐらい進むと、4連棟のハウスがあります。そこが申請地になります。

〇〇〇〇さんは、きゅうりを生産されています。

現地を確認したところ、熱処理ですかね、ビニールが敷いてありました。

期間は5年で、賃借料は1反当たり年間〇〇〇〇円です。

これは強化法の賃借が終期を迎えることにより中間での継続契約で、賃料も以前からの金額でハウス付きのため、この金額設定のようです。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9 番 大字〇〇字〇〇****番 田 ほか3筆 計1, 779 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

農地中間による貸借権の設定です。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの賃貸借の契約です。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜、水稻などを生産されております。

申請地は、〇〇の〇〇から〇〇方面に向かうと、〇〇に架かる〇〇橋があり、進むこと10 m ぐらいのところの北側に、〇〇****番*の田んぼあります。

そこから西に農道を40 m ほどのところに、〇〇****番、****番、****番と3筆まとまった田んぼです。

黄金色に実っていました。稲刈りの間近と思われます。

期間は5年で、対価は年間10 a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

10 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、28 ページになります。

10 番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか1筆 3, 046 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による貸借権設定です。

未相続農地の賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、甘藷、大根などを生産されている認定農業者です。

申請地は、〇〇にあります。〇〇の近くの集落の間の、細い道を道なりに進みますと、古墳がある小山があります。その手前の東側の右手の前の道を挟んで、南側に 2 筆が 1 枚となっております。

耕運された跡があり、草が少し伸びている状態でした。

10a 当たり賃借料は〇〇〇〇円で、期間は 4 年 9 か月です。以上です。

[議長]

11 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11 番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 7, 643 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

場所は、〇〇です。

〇〇〇〇さんは、〇〇を飼育されている認定農業者です。

現地を確認したところ、草が茂っていました。

期間は 5 年で、反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、29ページになります。

12番 大字〇〇字〇〇****番 畑 ほか4筆 計22,813㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を通して〇〇〇〇さんへの、親子間での使用貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、大根、甘藷を生産される認定新規就農者です。

農地は、〇〇の〇〇の横の道を2kmぐらいずっと進んで行くと、〇〇の〇〇を過ぎたところの、最初の十字路を左折した奥の畑になります。

現地を確認したところ、甘藷が植わってありました。

期間は5年で、賃料は発生しません。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 1,893㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、甘藷、白ネギ等を生産されています。

場所は、〇〇から西に 200 m 行き、右折して 10 m ぐらい行って左折して、500 m ぐらい行った左側に圃場がありました。

現地を確認したところ、甘藷が植えてありました。

期間は 5 年間で、1 反当たり 〇〇〇〇円になります。以上です。

[議長]

14 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、30 ページになります。

14 番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 2,693 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を通して〇〇〇〇さんへの、未相続農地の賃貸借契約です。

場所は、先ほど説明した農地の西側にある圃場です。

そちらも同様に甘藷が植わってありました。

期間は 5 年で、1 反当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3, 513 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの使用貸借契約です。

申請地は、先ほど案件で出た、〇〇〇〇さんが買われるハウスから西の方に行って、2枚目の畑になります。

現地を確認したところ、ちょっと草が生えており、何も植わっていませんでした。

期間は5年間で、賃料は発生しておりません。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16番 大字〇〇字〇〇****番 畑 3, 499 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

農地は、〇〇を上って行く途中の最初の交差点を右折して、上り坂の途中の右側に圃場があります。

圃場は、ネギが収穫途中でした。

期間は5年間で、1反当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、31ページになります。

17番 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか1筆 計3,023㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

はい。担当推進委員が欠席のため、担当委員の私が説明させていただきます。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への、宮崎県農業振興公社を介しての使用貸借権の設定です。

申請地は、〇〇の〇〇交差点から、〇〇へ約150mほど行ったところの道路沿いに、〇〇〇〇さんの住宅があり、その北側に隣接した農地であります。

現在そこはハウスが建っており、中にはポットに〇〇が植えられておりました。

〇〇〇〇は認定農業者で、この代表は〇〇〇〇さんの息子さんです。

期間は、令和7年10月1日からの10年間です。以上です。

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18番 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか1筆 計2,659㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜、水稻などを生産される認定農業者です。

申請地は、10号線を〇〇の方に走りますと、〇〇があります。その反対側に〇〇屋さんだった店舗跡地があり、〇〇の看板があるところの手前を右折して、左手の1つ目の農地を過ぎた、2つ目と3つ目の農地になります。

現地を確認したところ、飼料稲が植わっていました。

期間は10年で、10a当たり〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員等の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から18番まで17件の案件について、一括して採決することといたします。

2番から18番まで17件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、2番から18番まで17件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもって、令和7年第7回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

す。

御苦労さまでした。

(閉会 1 4 時 4 7 分)